

道からの報告の求めに応じなかった事業者

平成 29 年 11 月 29 日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して、排水管洗浄等の役務を提供している二事業者が、北海道消費生活条例第 50 条第 1 項の規定に基づく報告の求めに応じなかったことから、その氏名等を公表します。

1 経緯

道では、排水管洗浄等の役務提供を行う会社に対して、北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号。以下「条例」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 10 月 11 日付けで同月 25 日を期限として報告を求めたところ、当該会社からの報告はありませんでした。

また、同じく排水管洗浄等の役務提供を行う個人事業者に対して、条例第 50 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 10 月 20 日付けで同年 11 月 6 日を期限として報告を求めたところ、当該個人事業者からの報告はありませんでした。

以上のことから、二事業者の概要、報告を求めた事項及び消費者苦情相談の概要を公表します。

2 公表する根拠

条例第 51 条第 1 項

3 公表する事業者

(1) 株式会社エベレスト

① 会社の概要

- ・ 商号 株式会社エベレスト
- ・ 代表者 代表取締役 滝澤 勇次郎
- ・ 所在地 札幌市北区北 9 条西 4 丁目 7 番 4 号（法人登記簿上の所在地）
- ・ 業態 訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）

② 報告を求めた事項

- ・ 会社の概要（名称、所在地、法人格、組織、役員・従業員の状況、財務状況等）
- ・ 事業の概要（取り扱い役務の種類・内容等）
- ・ コンプライアンス体制、従業員研修、指導の状況等
- ・ 契約・解約実績、勧誘・販売方法、広告・宣伝方法等

③ 道内の消費者苦情相談の概要

『排水管を無料で点検します』などと告げられ排水管の点検を受けた後、「排水管洗浄や住宅リフォームの契約締結について勧誘を受けた」、「契約書面をもらわなかった」、「会社の名刺や領収証に記載された番号に電話をかけたが通じなかった」といった相談があります。

(2) 「HOME 配管」こと在間是（個人事業者）

① 個人事業者の概要

- ・ 氏名 在間 是
- ・ 使用している名称 HOME 配管
- ・ 所在地 札幌市中央区南 10 条西 13 丁目
- ・ 業態 訪問販売（排水管洗浄、住宅リフォーム）

※ 個人事業者が連絡先として使用する複数の電話番号のうちの一つが、上記3の(1)の会社が使用する電話番号と一致しています。

② 報告を求めた事項

- ・ 個人事業者の概要（名称、所在地、法人格、組織、役員・従業員の状況、財務状況等）
- ・ 事業の概要（取り扱い役務の種類・内容等）
- ・ コンプライアンス体制、従業員研修、指導の状況等
- ・ 契約・解約実績、勧誘・販売方法、広告・宣伝方法等

③ 道内の消費者苦情相談の概要

訪問販売により排水管洗浄の役務提供契約を締結し、個人事業者から契約書面を受け取ったが、後日、「その書面に記載された電話番号に電話をかけたが通じなかった」、「クーリング・オフの通知を行ったものの個人事業者からの連絡や返金がない」といった苦情相談があります。

お問い合わせ先

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

表示・取引適正化グループ

電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

- （1） 消費者に対し、契約の勧誘の意図を示さずに接近して、又は消費者を訪問し、若しくは電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用することにより、消費者の意に反して、若しくは消費者に勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （5） 信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。
- （8） 消費者が正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張（以下この号において「申込みの撤回等」という。）を行うことを妨げ、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。